

令和4年国東市農業委員会 第8回(7月)総会議事録

1. 開催日 令和4年7月8日(金)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201会議室
3. 出席委員 15名出席
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第43号 農用地利用集積計画について
 - 議案第44号 農用地利用配分計画について
 - 議案第45号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
 - 議案第46号 令和4年秋季農作業標準賃金について
6. 報告事項
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第8回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認 確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日の出席委員は15名となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 森委員、10番 藤原委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第41号の申請番号37番の説明が事務局よりありました。ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p>

事務局	<p>次に、議案第 4 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 4 2 号 申請番号 6 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 4 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>次に、議案第 4 3 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 4 3 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 4 3 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>議案第 4 3 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 4 4 号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 4 4 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 4 4 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 4 4 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 4 5 号 農地法の規定による非農地証明の交付についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 4 5 号 農地法の規定による非農地証明の交付についてご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>上原委員</p>	<p>申請番号 3 1 番のように所有者が亡くなり農業をする後継者がいないことで、今後このように農地が荒廃していくことが益々増えていくと思います。こうして非農地になっていくものには農業振興地域内の農地も少なくありません。農業委員会としてこのような問題をどのようにして解消していくのか考えていく必要があります。</p>
<p>議長</p>	<p>現実、農業の後継者がいる農家は全体の 3 割にしかありません。農業委員会としては、新たに遊休農地、荒廃地の発生を防ぐため、農業委員、最適化推進委員が常日頃より農地のパトロールを行い、農業の担い手等に農地を集積していくことが重要だと思います。これは、なかなか難しい問題ですが、農業委員、最適化推進委員が一枚でも多くの農地を農業の担い手に引き継いでもらうよう努力していきましょう。</p> <p>他には意見はありませんか。</p>

	<p>(他に意見無し)</p> <p>それでは、議案第45号 農地法の規定による非農地証明の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第45号 農地法の規定による非農地証明の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第46号 令和4年秋季農作業標準賃金についての説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第45号 令和4年秋季農作業標準賃金について事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
上原委員	最低賃金は10月に決定しますね。
事務局	はい、10月に決定されます。
松原委員	今、原油価格の高騰で燃油が値上がりしているのです、もっと単価を上げてよいのではないのでしょうか。
藤本委員	全ての項目について見直しが必要だと考えます。特に乾燥粃摺りについては一律1,000円でもよいと思います。
議長	今回の数値は、何と照らし合わせているのですか、事務局説明してください。
事務局	今回は春季の数値と照らし合わせており、春季に値上げした以外の項目について、春季と同じ上げ幅で設定しております。
中島委員	近隣市町村の数値を参考にしているのでしょうか。
事務局	昨年末、市内の法人にアンケートを取り春季標準賃金の原案を作成しました。

佐藤副会長	市内の法人にアンケートを取りその数値と近隣市町村の数値を比較して決めています。
中島委員	燃油の高騰が一時的なものなのか長期的なものなのか分からないため、すぐ標準賃金に反映させてよいものなのか判断が難しいところです。
上原委員	農業委員会が提示する金額は、あくまでも参考程度の基準的なものであり、実際の作業賃金は、農家と作業請負者が相談して決めるものです。
議 長	あくまでも目安ということですね。
上原委員	はい、目安ですので、今回は事務局が提示した金額でよいのではないのでしょうか。あとは、農家と作業請負者の話し合いになるかと思います。
佐藤副会長	春季と秋季の金額については、半年前に協議して決めている。今燃油が上がっているからすぐ金額を上げるのではなく、来年の春季賃金を協議するときに、今の燃油の高騰幅を金額に反映させればよいのではないのでしょうか。今の状況をみながら今後協議していけばよいと思います。
議 長	佐藤副会長の意見のとおり、今回は事務局が提示した金額でいき、来年の春季価格を協議するときに、今後の状況を鑑み、近隣市町村の金額を参考にしながら決定するというところでよろしいのでしょうか。
委員数名	(はい、よいです)
議 長	それでは、議案第45号 令和4年秋季農作業標準賃金について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第45号 令和4年秋季農作業標準賃金については、全会一致で承認されました。

	<p>(全員挙手) 次に報告事項をお願いします。</p> <p>事務局 (和解の仲介の結果について説明)</p> <p>議 長 次に協議事項をお願いします。</p> <p>(協議事項なし)</p> <p>次にその他をお願いします。</p> <p>事務局 (農業委員会の 7 月行事予定、農地利用最適化活動及び農地利 用最適化交付金について説明)</p> <p>議 長 その他は以上になりますので、佐藤副会長、閉会の言葉をお願 いします。</p> <p>佐藤副会長 以上をもちまして第 7 回総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
--	---